

対象年度		平成31年度		総合計画実施計画策定及び行政評価シート									
事務事業名		母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業						予算事業名		母子家庭等高等職業訓練促進給付事業費			
予 算 科 目		会計	01	款	項	目	事業	要求区分	根拠法令	市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給要項			
				03	02	03	2101	経常経費					
総合計画体系		1ともに支えあい，安心して暮らせる社会福祉の充実(保健・福祉)						事業の区分		主要事業			
		1-6安定した生活を送れる社会福祉の充実（低所得者福祉・母子・											
		①生活保障の充実						担当課係等		子ども福祉課 子育て支援係			
1生活困窮者への生活保障及び自立支援													
事業期間		継続（昭和55年度～平成32年度）											
【めざす姿（意図・どのような状態になるのか）】								【事業開始のきっかけや他市の状況など】					
ひとり親家庭の母または父の資格取得を促進し生活の安定を図る。								平成25年度からは父子家庭の父も対象となった。平成28年度からは，国の要綱改正にない，養成機関の修業期間を2年以上から1年以上に緩和。支給期間上限を2年から3年に延長。また対象資格を拡大した。					
【手段（事業内容・どのようなことを行うのか）】								【対象（だれに対して・何に対して行うのか）】					
・ 高等職業訓練促進給付金等を支給する。 職業訓練促進給付金 非課税世帯 100,000円／月 ×12ヶ月 課税世帯 70,500円／月 ×12ヶ月 修了支援給付金（修了時一回限り） 非課税世帯 50,000円 課税世帯 25,000円								母子家庭の母，父子家庭の父					
								【事業をとりまく環境の変化】 看護師の資格取得の修業期間は3年であるが，これまで国・県に準じて市でも支給期間を2年としていたため，看護師資格取得を目指す受給者からの期間の延長の要望があった。平成28年度から延長して支給，さらに平成30年度からは，准看護師資格取得後引き続き看護師資格取得のために修業する者が通算3年間受給できることになり，受給者が安心して資格取得を目指すことができるようになると思われる。					
【平成31年度 事業内容】				【平成32年度 事業内容】				【平成33年度 事業内容】					
高等職業訓練促進給付金等の支給申請を受理・審査後，支給決定し，毎月請求書を求め，月ごとに支給する。 通年で，事業の広報周知を行う。				高等職業訓練促進給付金等の支給申請を受理・審査後，支給決定し，毎月請求書を求め，月ごとに支給する。 通年で，事業の広報周知を行う。				高等職業訓練促進給付金等の支給申請を受理・審査後，支給決定し，毎月請求書を求め，月ごとに支給する。 通年で，事業の広報周知を行う。					
■事業費													
				H29年度		H30年度							
財 源 内 訳	国	庫	支	出	金	937	2,169						
	県		支	出	金	0	0						
	地		方		債	0	0						
	そ		の		他	0	0						
	一		般	財	源	313	723						
歳 入 計（千円）				1,250		2,892							
歳 出 内 訳	節（番号＋名称）			金額（千円）		金額（千円）							
	20 扶助費			1,250		2,892							
歳 出 計（千円）（A）				1,250		2,892							
伸 び 率（％）						131.36							
備 考	総合計画 67ページ 予算書 88ページ												

平成29年度行政評価シート

■指標

種類	指 標 名	単 位		H29年度	H30年度	H31年度
活動 指標	母子家庭等高等職業訓練促進給付金受給者数	人	目標	4.00	3.00	5.00
			実績	1.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00
成果 指標	資格取得し就職した人数	人	目標	1.00	2.00	2.00
			実績	1.00	0.00	0.00
			目標	0.00	0.00	0.00
			実績	0.00	0.00	0.00

■事業評価

必要性	事業の必要性	A 必要性は高い	就労に有利な資格を取得できるので、資格取得後は収入増加も見込めるため、児童扶養手当の減額につながる。（児童扶養手当の手当額は所得に応じて変動するため。）
妥当性	実施主体の妥当性	A 妥当である	行政以外にはできない事業
	手段の妥当性	A 妥当である	
効率性	コストの効率性・人員効率	A 改善の余地はない	県的手段に準じている。
公平性	受益者の偏り	B どちらとも言えない	
有効性	成果向上の余地	A 上がっている	すぐには成果が現れないが、数年後には児童扶養手当の歳出削減が見込まれる。
進捗度	事業の進捗	A 順調である	
総合評価 上記評価を踏まえて事業全体について評価し、問題点・課題等を指摘してください			
これまでの受給者はいずれも資格取得し、就職またはさらに上の資格を目指し進学している。29年度に卒業した1名は看護師の資格を取得し医療機関に就職した。今後は高額で安定した給料が見込まれる。受給者の資格取得・就職率は高いが、例年申請者が少なく、特に児童の年齢が低いひとり親からの相談が少ない。（児童が小さいうちはパートが多数）就職し安定した収入を得るために、早い段階から相談を受け入れ、より一層の制度の周知が必要。			
対応策提言等 この事業を今後どのように改善・改革をしていきますか			
平成28年度に支給要件が緩和し、対象資格も拡大した。平成30年度には准看護師資格取得後に看護師を目指す者のために要件が拡充された。また県母子寡婦福祉連合会において、本給付金における貸付金（入学準備金・就職支度金）制度が開始されたため、希望者に漏れなく情報が行き渡るよう、県制度と併せて広報や相談の機会を増やして行きたい。			

■方向性

1 次評価（1 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☒ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
改革・改善の具体的内容（改革案・実行計画） 制度の周知に努め、ひとり親家庭の自立を支援する。
2 次評価（2 次評価者として判断した今後の事務事業の方向性（改革・改善策）） ☐ 拡充（人・モノ・カネ等の拡充） ☐ 改善改革しながら継続 ☐ 現状のまま継続（改善・改革なし） ☐ 統合・新規事業への展開 ☐ 縮小 ☐ 休止 ☐ 廃止・終了 ☐ 予定どおりの要求 ☐ 一部改善の上要求 ☐ 今回は見送り ☐ その他の処置
企画調整会議の意見・考え方（1 次評価者と同じ場合も記入） 上記評価のとおり。